二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字平田沢六七七の八一二・六七七の八一四・六七七の八一八・六七七の八五四・六七七の九四四・六七七の九四九（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区黒俣字ワゴノ上一一七三の一、字フスマカブリ一一七四の一、一一七四の三、一一七五、一一七六、字ヨセカチ一一七七の一、字休場ウラ一一九七（次の図に示す部分に限る。）、字杉ノタア一二〇二、字栗原上一二一一の一、一二一一の二、一二一一の六、一二一一の七、一二一二の一、一二一二の二、一二一二の三、字向山口一二一五の一、字子キ地山一二七一、字相見沢一二七九の一、一二八〇の一、一二八〇の二、一二八一、一二八二、字森平一三二八から一三三〇まで、一三九一、字穴水一三九〇（次の図に示す部分に限る。）、字クワヤフリ一三九二（次の図に示す部分に限る。）、字モモノ木アラ一五二二、字ハシバ山一五二五、一五二六、字エノ木平一五三六、字椹山沢一五三七、字ヒクニ返り一五四〇、一五四一、字落井小路山一五四二、字石猿一五五〇、字雷畑ケ一五五一の一、字扇子畑ケ山一五五二、字日向椎山一五五七、字大城山一五五八、字イラ久保一五五九、一五六一から一五六三まで、字長尾沢一五七一から一五七四まで、一五七七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県掛川市上垂木字樽ヶ谷一九九五の一
(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　静岡県掛川市上垂木字小町四七三の一、字松海戸一五六四の一、一五六六、一七九九の一、一八〇二、字上垂木山三四六九の五三、三四六九の六〇
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区井川字長尾一四二〇の一、字上ノ山一四二一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字長尾一四二〇の一・字上ノ山一四二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町徳山字中尾二七一五の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字中尾二七一五の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年二月九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字和合一一〇七の一〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）